

墨田区公衆便所に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

- (1) 新辻橋撤去・道路築造工事に伴い、新辻橋際公衆トイレを別表から削る。
- (2) 区立公園及び児童遊園に設置している公衆トイレを公園施設として明確化するため、別表から削る。
- (3) 区民広場に設置しているトイレを公衆トイレとして明確化するため、別表に加える。

2 改正内容

- (1) 別表から削るトイレ 18か所

ア トイレ自体を撤去 1か所

新辻橋際公衆トイレ

イ トイレ自体は存続 17か所

法恩寺橋際公衆トイレ	吾嬬西公園内公衆トイレ
枕橋際公衆トイレ	からたち公衆トイレ
錦糸公園内公衆トイレ	文花公園内公衆トイレ
横川橋際公衆トイレ	くるみ公衆トイレ
錦糸堀公園内公衆トイレ	やまぶき公衆トイレ
緑町公園内公衆トイレ	梅若公園内公衆トイレ
江東橋公園内公衆トイレ	まち歩きトイレ業平橋
両国橋際公衆トイレ	まち歩きトイレ言問橋
中川公園内公衆トイレ	

- (2) 別表に加えるトイレ（トイレ自体は既存のトイレ） 2か所

八広三丁目こども広場内公衆トイレ	菊川三丁目こども広場内公衆トイレ
------------------	------------------

3 施行期日

- (1) 新辻橋際公衆トイレ

墨田区規則で定める日

- (2) 上記以外の別表から削るトイレ及び別表に加えるトイレ

令和5年4月1日